第7回 電気通信事故検証会議

モニタリング制度に関する調査結果(国内)

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 2023年1月13日



情報通信分野におけるモニタリング制度

情報通信									
項目	管理規程	業務停止等の報告	報告徴収	立入検査	命令				
実施 内容	電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために電気通信事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し定め、届出 - 管理の方針 管理の体制 管理の方法 四電気通信設備統括管理者の選任	電気通信業務の一部を停止 したとき、又は電気通信業務 に関し通信の秘密の漏えいそ の他総務省令で定める重大 な事故が生じたとき速やかに 総務省へ報告	その事業に関し報告	事業場に立ち入り、電気通 信設備、帳簿、書類その他の 物件を検査	業務の改善命令 技術基準適合命令 管理規程の変更命令				
対象	電気通信事業者 (電気通信回線設備を設置 する事業者)	電気通信事業者	電気通信事業者	電気通信事業者	電気通信事業者				
実施 主体	同上	同上	総務大臣	総務大臣	総務大臣				
実施 頻度	運用開始又は 変更時のみ	不定期	(関係省令に基づくものを除 き、)不定期	不定期	不定期				
平時 /有事 [※]	平時	有事	平時/有事	平時/有事	有事				
根拠 法令等	電気通信事業法 第44条	第28条	第166条	第166条	第29条 / 第43条 / 第44 条の2				

※平時:事故等が発生する以前の時。以下同じ。 有事:事故等が発生した以後の事態。以下同じ。

/ 第42条

						_			
電気									
項目	保安規程	定期検査	定期安全 管理検査	定期安全 管理審査	監査	報告徴収	立入検査	命令	勧告
実施内容	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安規程を定め届出	省令で定める 時期ごとに、主 務大臣が行う 検査を受けな ければならない	定期に、当該 特定電気工作 物について事 業者検査を行い、その結果を 記録し、これを 保存 ※技術基準へ の適合性を 検査	省令で定める 時期ごとに、経 済産業大臣が 行う検査を受 けなければなら ない ※定期事業者 検査の実施 に係る体制に ついて審査	業務及び経理の監査 約款等の運用/ 財務諸表/託送 供給等収支/託 送供給等に伴う 禁止行為/体 制整備等/その 他必要な事項	業務又は経理 の状況に関し 報告又は資料 の提出 等	業務若しくは 経理の状況又 は電気工作物、 帳簿、書類そ の他の物件を 検査 等	業務改善命令 技術基準適合 命令 保安規程の変 更命令	電力の適性な 取引の確保を 図るために必 要な勧告
対象	事業用電気工 作物を設置す る者	特定重要電気 工作物※を設置する者 ※発電用のボイラー、タービン等のうち、 公共の安全の確保 上特に重要なもの	特定電気工作 物 を設置する 者	定期安全管理検査を行う者	一般送配電事 業者、送電事 業者、配電事 業者	電気事業者等	電気事業者等	業務改善命令: 電気事業者 適合命令・保安 規程変更命令: 事業用電気工作 物を設置する者	電気事業者 / 経済産業大臣
実施主体	同上	経済産業 大臣	特定電気工作 物を設置する 者	経済産業 大臣 又は 登録安全管理 審査機関	経済産業 大臣 (一部の権限は電	経済産業 大臣 ③力・ガス取引監視等	経済産業 大臣 委員会に委任)	経済産業 大臣	電力・ガス 取引監視等委 員会
実施頻度	運用開始又は 変更時のみ	<u>原則、</u> 年に1回	蒸気タービン: 4年 ガスタービン: 風力: 3年 ポイラー等: 2年 など	前回審査結果により実施時期が決定。 特に優秀:6年3月 優秀:4年3月 良:3年3月	<u>原則、</u> 年に1回	(関係省令に基 づくものを除 き、)不定期	不定期	不定期	不定期
平時 /有事	平時	平時	<u>平時</u>	平時	<u>平時</u>	平時/有事	平時/有事	有事	平時/有事
根拠 法令等	電気事業法 第42条	第54条	第55条第1項	第55条第4項	第105条 (第114条にお	第106条 らいて委任)	第107条	第27条の17 /第 27条(準用規定 含む)/ 第40条	第66条の12 / 第66条の13

他分野におけるモニタリング制度②

ガス									
項目	保安規程	ガス成分の 検査	熱量等の測定 義務	定期自主 検査	監査	報告徴収	立入検査	命令	勧告
実施内容	ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため保安規程を定め届出	人体に危害を及ぼし、 又は物件に損傷を与 える恐れがあるもの の量が基準を超えて いないか検査し、その 量を記録、保存	供給するガスの熱量、圧力及び燃焼性を測定し、その結果を記録、 保存	定期に自主検査を行い、その検査記録を作成、保存	事業の監査 約款等の運用 / 財 務諸表 / 託送供給 収支 / 託送供給等 及びガス受託製造に 伴う禁止行為 / 体制 整備等 / その他必要 な事項	事業に関し報告	帳簿、書類その 他の物件を検査	業務改善命令保安規程の変更命令技術基準への適合命令主任技術者の解任命令	ガスの適性な取 引の確保を図るた めに必要な勧告
対象	ガス小売事業者 / 一般ガス導管 事業者/ 特定ガ ス導管事業者 / ガス製造事業 者	ガス小売事業者 / 一般ガス導管事業者	ガス小売事業者 / 一般ガス導管 事業者/ 特定ガ ス導管事業者 / ガス製造事業 者	ガス小売事業者 / 一般ガス導管 事業者/ 特定ガ ス導管事業者 / ガス製造事業者	一般ガス導管事 業者 / 特定ガス 導管事業者 / ガ ス製造事業者	ガス事業者等	ガス事業者等	ガス小売事業者 / 一般ガス導管 事業者/ 特定ガ ス導管事業者 / ガス製造事業 者	ガス事業者 / 経 済産業大臣
実施 主体	同上	同上	同上	同上	経済産業 大臣 (一部の権限は電	経済産業 大臣 <mark>電力・ガス取引監視</mark>	経済産業 大臣 等委員会に委任)	経済産業 大臣	電力·ガス 取引監視等委員 会
実施頻度	運用開始又は変 更時のみ	<u>毎週一回</u>		液化ガス用ガス発生設備 (年間2000時間以内)、冷凍 設備、整圧器:37月 液化ガス用ガス発生設備 (年間2000時間超)、ガスホル ダー、導管、特定ガス発 生設備:25月 など	<u>原則、</u> 年に1回	(関係省令に基 づくものを除き、) 不定期	不定期	不定期	不定期
平時 /有事	平時	<u>平時</u>	<u>平時</u>	<u>平時</u>	<u>平時</u>	平時/有事	平時/有事	有事	平時/有事
根拠 法令等	ガス事業法 第24条 / 第64条 / 第84条 / 第97条	/ 第23条 / 第63条	第18条 / 第52条 / 第78条 / 第91 条			第171条 第189条において委任	第172条 壬)	第20条 / 第21条 / 第24条 / 第37 条 / 第57条 / 第 62条 / 第64条 / 第67条 /第82条 / 第84条 / 第94 条 / 第96条/ 第 97条/ 第100条	第178条 / 第179条

他分野におけるモニタリング制度③

運輸	(何)	: 鉄道)	※ 他、運輸安全一括法により、道路運送 貨物!	自動車運送、海上運送、内航海運業、航空等も類似規定あり
人士十川	(1/1)		ペ 10、 建制女土 一位広により、 追ば建达、 貝物	1 劉早建还、

人工行列(17) 以人之) 《 16、连刑女王 加加(6.5、是如是达、只物自到丰建达、两工建造、产加两连来、加王守 0.未依然走的方							
項目	安全管理規程	事故等の報告	報告の徴収	立入検査(保 安監査)	命令	公表	運輸安全マネジメント 評価
実施 内容	安全管理規程を定め提出 - 事業の運営の方針、 二 事業の実施及びその管理の体制、三 事業の実施及びその管理の方法、四 安全統括管理者の選任、五 運転管理者の選任	遅滞なく事故 の種類、原因 等を届出	業務又は経 理の状況に関 し報告	業務、経理状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる	安全管理規 程の変更命令 業務改善の命 令	(国土交通大臣) 毎年度、輸送の 安全に関わる情 報を整理し、公 表 (鉄道事業者) 毎事業年度、安 全報告書を作 成し、公表	運輸安全マネジメントの実施状況について、経営トップや安全統括管理者、運輸部長等の経営管理部門へのヒアリング及び関連資料により確認 (運輸安全マネジメント) ① 経営トップの責務、② 安全方針、③ 安全重点施策、④ 安全統括管理者の責務、⑤ 要因の責任・権限、⑥ 情報伝達及びコミュニケーションの確保、⑦ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用、⑧ 重大な事故等への対応、⑨ 関係法令等の遵守の確保、⑩ 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等、⑪ 内部監査、⑫ マネジメントレビューと継続的改善、⑬ 文書の作成及び管理、⑭ 記録の作成及び維持
対象	鉄道事業者	鉄道事業者	鉄道事業者	鉄道事業者	鉄道事業者	国土交通 大臣 / 鉄道事 業者	鉄道事業者
実施 主体	同上	同上	国土交通 大臣	国土交通 大臣	国土交通 大臣	同上	国土交通省
実施 頻度	運用開始又は変更 時のみ	不定期	不定期	監査計画に 基づいて監 査を実施。 令和3年度 実績(32事 業者)	不定期	年に1回	鉄道分野、航空分野、自動車分野(貸切バス事業者を除く)及び海運分野の合計で、年間90から110事業者程度を目安として、計画的かつ効率的に実施
平時 /有事	平時	有事	平時 /有事	<u>平時</u> /有事	有事	<u>平時</u>	<u>平時</u>
根拠 法令等	鉄道事業法 第18条の3	第19条 / 第19 条の2	第55条	第56条	第18条の3 / 第23条	第19条の3 / 第 19条の4	第56条

他分野におけるモニタリング制度④

運輸(例	:航空運送事業	業) ※ 他、運輸	輸安全一括法によ	り、鉄道、道路運送	、貨物自動車運送	总、海上運送、内航海	運業等も類似規定あり
項目	安全管理規程	安全上の支障 を及ぼす事態 の報告	報告の徴収	立入検査 (保安監査)	命令	公表	運輸安全マネジメント評価
実施 内容	安全管理規程を定め提出、届出 - 事業の運営の方針、 ニ 事業の実施及びその管理の体制、三 事業の実施及びその管理の方法、四 安全統括管理者の選任	航空機の正常 な運航に安全 上の支障を及 ぼす事態が発 生したときの報 告	航空業務、航 空運送事業等 に関する報告 徴収	航空機、帳簿、 書類その他の 物件の検査	安全管理規 程の変更命令 事業改善の命 令 等	(国土交通大臣) 毎年度、輸送の 安全に関わる情 報を整理し、公 表 (航空運送事業者) 毎事業年度、安 全報告書を作 成し、公表	運輸安全マネジメントの実施状況について、経営トップや安全統括管理者、運輸部長等の経営管理部門へのヒアリング及び関連資料により確認 (運輸安全マネジメント) ① 経営トップの責務、② 安全方針、③ 安全重点施策、④ 安全統括管理者の責務、⑤ 要因の責任・権限、⑥ 情報伝達及びコミュニケーションの確保、⑦ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用、⑧ 重大な事故等への対応、⑨ 関係法令等の遵守の確保、⑩ 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等、⑪ 内部監査、⑫ マネジメントレビューと継続的改善、⑬ 文書の作成及び管理、⑭ 記録の作成及び維持
対象	本邦航空運送事業 者	本邦航空運 送事業者	本邦航空運 送事業者	本邦航空運 送事業者	本邦航空運 送事業者	本邦航空運送 事業者	本邦航空運送事業者
実施 主体	同上	同上	国土交通 大臣	国土交通 大臣	国土交通 大臣	国土交通大臣 /本邦航空運 送事業者	国土交通省
実施 頻度	運用開始又は変更 時のみ	不定期	不定期	例:特定本邦航空運 送事業者(※)の場合 本社4回/年、 主基地2回/ 年、地方基地1 回/4年、訓練 所1回/2年	不定期	<u>少なくとも</u> 年に1回	鉄道分野、航空分野、自動車分野(貸切バ ス事業者を除く)及び海運分野の合計で、年 間90から110事業者程度を目安として、 計画的かつ効率的に実施
平時 /有事	平時	有事	平時 /有事	<u>平時</u> /有事	有事	<u>平時</u>	<u>平時</u>
根拠 法令等	航空法 第103条の2	第111条の4	第134条	第134条	第103条の2 / 第112条	第111条の5 / 第 111条の6	第134条

他分野におけるモニタリング制度⑤

水道				
項目	水質検査	報告徴収	立入検査	改善指示
実施 内容	定期及び臨時の水質検査、検査記録の保存	工事の施行状況若しくは事業の実施 状況について必要な報告を徴収	水道の工事現場、事務所若しくは水 道施設のある場所に立ち入らせ、工 事の施行状況、水道施設、水質、 水圧、水量若しくは必要な帳簿書類 を検査	施設基準に適合しなくなつたと認め、 かつ、国民の健康を守るため緊急に 必要があると認めるとき、期間を定め て、当該施設を改善すべき旨を指示
対象	水道事業者※	水道事業者	水道事業者	水道事業者
実施 主体	同上	厚生労働大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣
実施 頻度	内容によって異なる頻度を規定(1ヶ月に1 回以上の水質検査等)	(関係省令に基づくものを除き、) 不定 期	不定期	不定期
平時 /有事	<u>平時</u>	平時/有事	平時/有事	有事
根拠 法令等	水道法 第20条	第39条	第39条	第36条

※ 水道事業者:水道法第6条第一項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者

(原則として市町村が経営。市町村の同意を得た場合に限り市町村以外も可。)